

研究インテグリティ_大学・研究機関向けの説明会_第4回

研究インテグリティ確保をリスクマネジメントにどう繋げるか？

東海国立大学機構 名古屋大学

学術研究・産学官連携統括本部

宮林 毅

1.1 研究インテグリティ確保の考え方

■ リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

① 不正行為防止

不正行為(捏造、改ざん、盗用)への対応としての部分

その他不正行為(二重投稿、不適切なオーサーシップ)への対応としての部分

② 産学連携関係

産学連携による利益相反・責務相反に対する適切な対応や、安全保障貿易管理等の法令順守などに関する部分

③ 新たなリスク

(国際秩序維持に関するリスク)

研究の国際化やオープン化に伴う**新たなリスク**に対し、対応を進める部分

文部科学省の資料を参考にアレンジ

■ 研究インテグリティの考え方

研究インテグリティ確保のために、組織として対応できる仕組みを構築し、教員等が行う外部との取引に関する情報と、これに関する全学の事務部門が保有する情報を収集一元管理し、様々な切り口から全体を俯瞰して、適切なマネジメントを実施する。

学内で関連する情報と、赤字はリスクマネジメント部門で一元管理している項目である。

利益相反

秘密情報
管理

安全保障
輸出管理

遺伝資
源管理

国際産学
連携管理

知財管理

研究不正

研究費
使用不正

契約遵守

取引業務
責任

研究インテグリティ (内から)
(Research Integrity)

研究者自身が外部との取引を透明化

研究セキュリティ (外から)
(Research Security)

外部の脅威から研究コミュニティを守る

現状法令（外為法等）では規制対象外でも、もし状況把握が不十分な場合には、大学からの機微技術流出が判明した場合、社会的なバッシング等のリスクは大きい。これに対処するために、複合的なトータルなリスクマネジメントが要求される。

新たなリスク対応が必要な案件 複合的なリスクマネジメントが要求される例

1. 【外国機関への技術提供】・・・技術流出、利益相反
軍民融合等が懸念される研究機関と高額のコサルティング契約を締結して複数回の海外出張をしている事例。
2. 【外国人研究者への技術提供】・・・みなし輸出、経済安全保障、利益相反 **みなし輸出類型**
大学に雇用された外国人研究者は、外為法上は居住者であり、提供技術に規制はかからない。
しかし、出身国への未公開技術の流出が懸念される事例。・・・類型 ①
3. 【居住者である留学生への技術提供】・・・みなし輸出、経済安全保障
留学生は外国政府の奨学金を受けており、渡日後6か月過ぎて未公開技術を提供する事例。・・・類型 ②
4. 【機関内における居住者から居住者への技術提供】・・・みなし輸出、千人計画、利益相反
同じ機関内で、外国政府等の支援を受けている研究者（居住者（日本人等））への技術提供の事例。・・・類型 ③
5. 【遺伝資源の輸出入】・・・生物多様性条約、技術流出、利益相反、国際産学連携
大学で作製した、もしくは海外から入手した試料や技術情報を利用して、海外との取引を実施する事例。
6. 【その他、制限付き契約】・・・経済安全保障、利益相反、国際産学連携、知財管理
外国政府の支援を受けた研究で、当該外国の留学生の参加を要求され、教員が大学での特許出願を制限される事例。

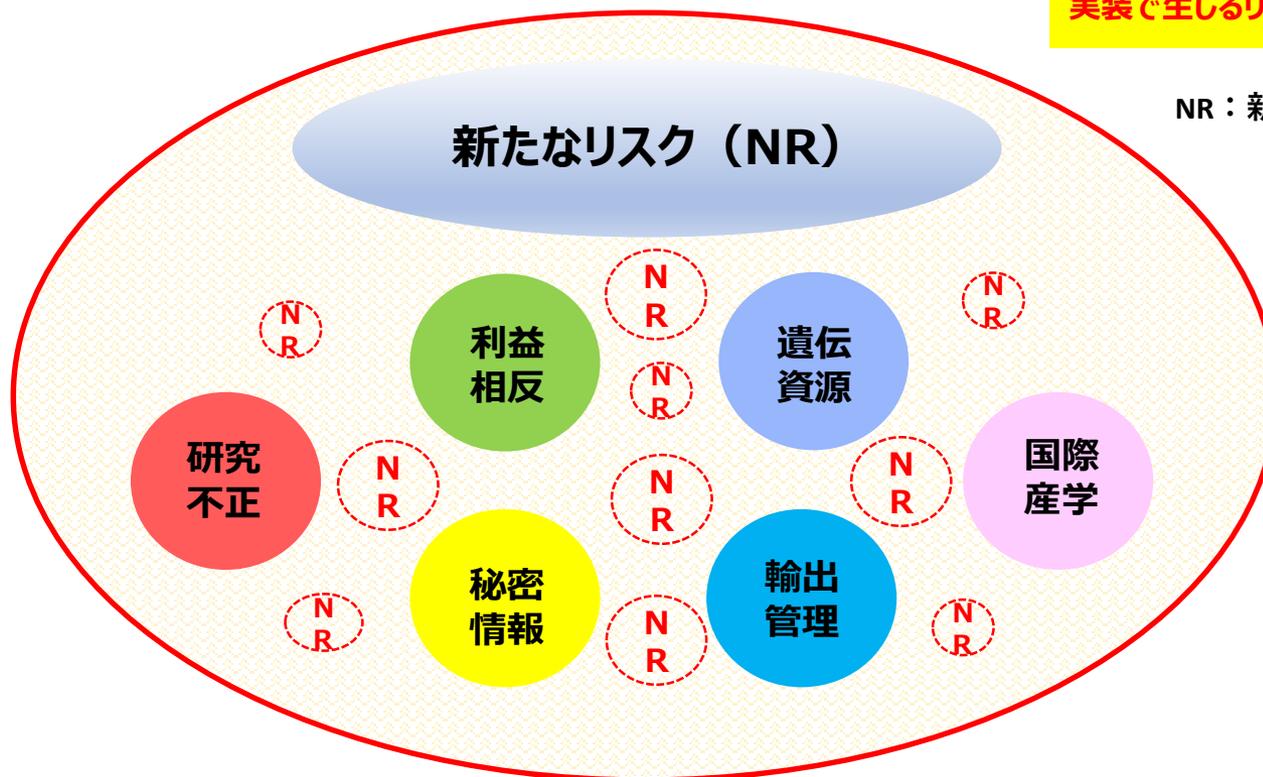
一つ一つのリスクは高くなくても、人・物・金・連携の切り口でのリスクが合わさると、全容が見えてきて大きなリスクとして対処すべき案件がある。

1.3 新たなリスクのイメージ図

これまでの利益相反、輸出管理等は固定点のリスクマネジメントとして機能してきた。これからは、固定点周辺を補完し、社会実装等で生じる新たなリスクにも対応する必要がある。

国際情勢の変化等により、教育・研究に加えて社会実装で生じるリスクをいう

NR：新たなリスク



1.4 外部との取引項目と想定されるレピュテーションリスク

外部との取引の取引項目と想定されるリスク **(I)&(II)の切り口以外でも懸念は生じている。**

外部との取引を行う場合、取引(A)と取引(B)の複数の取引要素が重なる場合にリスクが高くなるケースがある。 取引要素：取引事項/項目

例えば、取引P内でも複数の項目の取引が重なる場合、取引Pから取引C.のいずれか複数の取引が重なる場合にリスクが高くなるケースがある。

(II)

(I)

チェックリストの区分け	取引事項/項目 (A)	透明化を求める項目	参照基準	懸念点	合わさるとリスクが高くなる取引項目 (B)	法令・罪
P (人) 教員の役割	兼業 (役員・職員)	P.① エフォート、相手先での研究関与、 決裁権、知財帰属	エフォート50%以下、代取△、報酬 (本業50%以下)	報酬、株	P.②～⑤、G.①～⑥、M.③～⑧、C.②～⑭	刑法 (背任罪、詐欺罪)
	学術コンサルティング	P.② エフォート、無償提供、知財帰属	エフォート50%以下、報酬 (本業50%以下)	報酬	P.③～⑤、G.①～⑥、M.③～⑧、C.②～⑭	外為法、刑法 (背任罪、詐欺罪)
	技術相談・役務提供	P.③ 無契約、無償提供、知財帰属	所定の契約書条件を遵守	報酬	P.④～⑤、G.①～⑥、M.③～⑧、C.②～⑭	外為法、刑法 (背任罪、詐欺罪)
	研究員の受入れ	P.④ 無契約、役務無償提供、知財帰属	所定の契約書条件を遵守	料金、研究成果	G.①～⑥、M.③～⑧、C.②～⑭	外為法、刑法 (背任罪、詐欺罪)
	学生の関与	P.⑤ 無契約、役務無償提供、知財帰属	所定の契約書条件を遵守、インフォームドコンセント実施	報酬 (不当?)	同上	刑法 (背任罪、詐欺罪)
	外部でのポジション	P.⑥ 宣伝、利権	届け出の有無	報酬 (相場?)	同上	刑法 (背任罪、詐欺罪)
	依頼講演	P.⑦ 宣伝	届け出の有無	報酬 (相場?)	同上	刑法 (背任罪、詐欺罪)
G (物) 物品、設備、場所・ 業務委託	物品の貸与	G.① 無契約、設備無償提供	所定の契約書条件を遵守 100万/1000万	料金	G.②～⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	外為法、刑法 (背任罪、詐欺罪)
	物品の購入	G.② 適正価格	適定理由書等の書類 100万/1000万	価格、公平性	G.③～⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	刑法 (背任罪、詐欺罪、横領罪)
	設備の利用	G.③ 設備無償提供	所定の契約書条件を遵守 100万/1000万	価格、公平性	G.④～⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	刑法 (背任罪、詐欺罪)
	場所の貸し出し	G.④ 無契約	所定の契約書条件を遵守 100万/1000万	価格、公平性	G.⑤～⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	刑法 (背任罪、詐欺罪)
	業務委託	G.⑤ 無契約	適定理由書等の書類 100万/1000万	価格、公平性	G.⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	刑法 (背任罪、詐欺罪、横領罪)
	役務提供	G.⑥ 無契約	所定の契約書条件を遵守 100万/1000万	価格、公平性	M.①～⑧、C.②～⑭	外為法、背任罪、詐欺罪、横領罪
M (金) 外部機関から受ける 個人報酬	兼業報酬	M.① エフォート、相手先での研究関与	エフォート50%以下、報酬 (本業50%以下)	報酬	M.③～⑧、C.②～⑭	刑法 (背任罪、詐欺罪)
	コンサルティング報酬	M.② エフォート、相手先での研究関与	エフォート50%以下、報酬 (本業50%以下)	報酬	M.③～⑧、C.②～⑭	刑法 (背任罪、詐欺罪)
	株	M.③ 該当機関の株式の取得事由	5%/1株	配当、売却益	M.④～⑧、C.②～⑭	
	ローヤリティー	M.④ 適正価格 (技術移転)	学内規程 100万	報酬	M.⑤～⑧、C.②～⑭	
	共同研究	M.⑤ 兼業、コンサルティング、株	学内規程 100万	報酬	M.⑥～⑧、C.②～⑭	
	研究助成金	M.⑥ 取得事由	学内規程 100万	報酬	M.⑦～⑧、C.②～⑭	
	寄付金	M.⑦ 取得事由	学内規程 100万	報酬	M.⑧、C.②～⑭	
	融資、保証	M.⑧ 取得事由	学内規程 100万	報酬	4.②～⑭	
C (連携) 連携関係、 研究活動	NDA (共同研究前)	C.① 技術流出	学内規程	秘密情報		不確法、刑法 (背任罪)
	共同研究、受託研究	C.② 技術流出、知財の帰属、治験内容	学内規程	リスト規制技術		外為法、不確法、刑法 (背任罪)
	特許共同出願	C.③ 知財の帰属	学内規程			刑法 (背任罪)
	技術移転	C.④ 公平性	学内規程 100万	リスト規制技術		外為法、刑法 (背任罪)
	寄付金の授受	C.⑤ 取得事由	学内規程 100万			
	学術コンサルティング	C.⑥ 受託事由	学内規程 100万	リスト規制技術		
	連携協定やMOU	C.⑦ 技術流出	学内規程			
	海外出張 (特定機関)	C.⑧ 出張目的	学内規程 5回	リスト規制技術		外為法、刑法 (背任罪)
	留学生等の受入れ	C.⑨ 技術流出	学内規程			外為法、刑法 (背任罪)
	研究助成金の受入れ	C.⑩ 取得事由	学内規程 100万			刑法 (背任罪)
	研究費の受入れ	C.⑪ 取得事由	学内規程 100万			刑法 (背任罪)
	成果物の授受 (MTA)	C.⑫ 授受事由	学内規程	リスト規制技術		外為法、背任罪
	受託事業 (コンソ等)	C.⑬ コンソーシアム等の発起事由	学内規程			
	共著論文等	C.⑭ 技術流出	学内規程			
CO (組織) 組織の利益相反	役員、部局長の権限・利害	O.① 外部機関との連携活動に関与	学内規程 1億円		1.～4.に関与がある場合	刑法 (背任罪)
		O.② 敷地・建物・設備の授受 (貸借含む) に関与	学内規程 1億円		1.～4.に関与がある場合	刑法 (背任罪)
		O.③ 外部機関への投資に関与	学内規程 1億円		1.～4.に関与がある場合	刑法 (背任罪)

【現状】 実施済み・検討中の事項

1. 利益相反の個人・組織の自己申告に対して、研究インテグリティの観点で見直し、様々な切り口で全体を俯瞰してマネジメントを実施する。（実施済み）
2. 兼業やクロスアポイントの申請時に、研究インテグリティの観点での見直し、案件関係図や協定書など必要書類を提出を必須とし、利益相反や安全保障輸出管理の審査を実施する。（一部実施済み）
3. 安全保障輸出管理で、貨物の輸出・役務の提供・留学生の受入れに関し、取引に関連する金の流れを確認し、レピュテーションリスクを見積もる。（みなし輸出の特定類型該当性②の確認などで、実施済み）
4. 安全保障輸出管理の「機微度調査結果」と、研究インテグリティの観点から入手したみなし輸出の「類型該当性データ」をリンクさせ、技術流出防止を徹底する。（実施済み）
5. レピュテーションリスクを、様々な切り口で全体を俯瞰して事案の懸念点や対応法令をチェックするフローチャートに従って、見積もる。（検討中）

【問題点】

各部門で保有する情報の横展開を実施する上での、プロトコル・セキュリティレベルが不整合で、できるところから部分的な一元化を図っていく必要がある。

【解決案】

デジタルユニバーティ構想等のなかでプロトコル・セキュリティレベルを統一する。